

第4回 川口市子ども・子育て会議 議事録

開催日時 : 平成26年10月29日(水)
午後3時から
開催場所 : 第二庁舎 地下
第1・2会議室

■出席委員（敬称略）

松原会長、榎本委員、加藤委員、臼倉委員、松枝委員、庵地委員、綿引委員
一色委員、小松委員、中島委員

■欠席委員（敬称略）

尾木副会長、山南委員、浅沼委員、中村委員、関根委員

■事務局出席者

子育て相談課相談係長
保育課長、保育課主査
保健センター所長
教育総務課庶務係長、教育総務課主任
学務課管理係長、学務課主任
子ども育成課長、育成係長、給付係長、庶務係長、子ども育成課主査

■傍聴者：2名

■配付資料

次第

資料1：特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定について

資料2-1：「量の見込み」をもとにした提供体制の確保の内容及び実施時期

資料3：川口市子ども・子育て支援事業計画（素案）

資料4：子ども・子育てを取り巻く状況差し替え資料

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 議事

議題1 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定並びに提供体制の確保の修正について

○事務局

資料1、資料2-1について、説明。

○会長

要約すると、幼稚園が移行しなくなったこと、地域を誤って編さんしており、それを修正したこと、小規模保育事業所の数が変わったという3点だが、何か質問はあるか。

○綿引委員

小規模保育事業で最初は合計22ヵ所を整備するとあったが、それが半分程度になった理由を伺いたい。

○事務局

本市の場合、家庭保育室から小規模保育事業へ移行する施設が全てであるが、当初の予定より多くの施設数、定員数の確保ができたことにより、今後の整備量について下方修正を行ったため。

○会長

おおむね供給体制全般については問題がないようである。他に質問がなければ、この件について了承を得たこととする。次の議事について事務局から説明をお願いする。

議題2 子ども・子育て支援事業計画（案）について

○事務局

資料3、子ども・子育て支援事業計画（素案）について、説明。

- ・ P17～26を資料4に差し替え
- ・ P27 (2)の中に「表の見方」を加える
- ・ P29 (3)「概況一覧」を削除（資料4に記載しているため）

○会長

主要な部分は、これまで議論してきた「ニーズ量」への対応、次に教育・保育施設、地域型の支援、また次世代育成支援をどのようにマッチングさせるか、あるいは膨らませるかが課題である。ご質問・ご意見を伺いたい。

○小松委員

保育・教育事業や地域子育て支援事業がメインとなるが、それ以外で市独自の子育て支援を検討しているか。例えば、産前・産後ケアが他市町村では注目されているが、そういったサービスに対する市の考え方があれば伺いたい。

○事務局

今回の子ども・子育て支援新制度については、待機児童解消が目的であり、それについて取り組んでいきたい。併せて、次世代計画でこれまで行ってきた各種施策について推進していく。現状、新たな支援についての具体的な検討はしていない。

○会 長

次世代計画でカバーしていた障がいのある児童への支援は、子ども・子育て支援事業計画では年齢に一定の制限が設けられている中で、具体的にどの程度継承されるのか。また、子ども・子育ての第一義的な相談支援、特に虐待相談が児童相談所とどのように連携していくのか、伺いたい。

○事務局

次世代計画の継承については、今後いただいたご意見を盛り込みながら、第5章の中で示していきたい。

○会 長

例えば、市が把握している虐待相談件数、あるいは南児童相談所が把握している川口市内の虐待件数が異なっている。そのような数字を元に、市と県の児童相談所の連携の方向性を出すことは、今後の作業となるのか。

○事務局

その点について第5章の中でどこまで示せるかは、全体のボリュームとの兼ね合いになる。具体的な数字や市と県の児童相談所等との関わりを含めることができるかは、検討させていただく。

○会 長

障がいのある児童を育てている多くの方は、新制度の中で埋もれてしまうのではないかという懸念を抱いている。保育所・学童保育の中での位置づけや、対応の内容を計画に盛り込み記載するための工夫が必要である。市全体の障がい者の支援計画との整合性や、子どもを含めたノーマライゼーションが非常に大切である。

○松枝委員

障がいのある児童を保育所・幼稚園で積極的に受け入れる態勢を作るように、という指示が国から出ていると思う。認定こども園に移行することで、受け入れ態勢がなくなるのではないかという懸念がある。その点を計画に盛り込むべきではないか。

また、女性への支援をどうするかという点も重要だと思うが、今回の計画に盛り込む予定はあるのか。

○事務局

障がいのある児童に対する支援は、保育所等への積極的な受け入れと合わせて、保護者への支援を行っていくという認識である。この点の計画書への記載については、検討していきたい。

○会 長

虐待については都道府県の計画にも盛り込まれるため、受け皿としての市の計画書に記載がないことは、埼玉県の計画との兼ね合いから問題がある。

○事務局

虐待については、第4章の「養育支援訪問」の中に要保護児童対策地域協議会について記載している。詳細をどのように盛り込むかは、今後検討したい。

先ほどの、女性への支援については、現状では盛り込んでいないが、必要性については今後検討していきたい。

○会 長

他にご意見はあるか。

○臼倉委員

育児の悩み相談ができるのは保健センターであるが、閉庁後の相談電話は、病院や助産所にかかってきて対応している。近隣市では、民間事業者が24時間体制で悩み相談を受けているという話を聞いている。そのような育児への支援が手厚い地域では、出生率が上がっている。病院へ連絡するほどではない程度の育児の悩みの相談を24時間で受け付けるような事業はないのか。

○事務局

P.39に記載されている「24時間電話等情報提供サービス」は自動音声対応やインターネットで、夜間・早朝の子どもの病気やケガ等への対応を行っている。また、県では「#8000」で看護師が24時間対応を行っている。

○臼倉委員

「24時間電話等情報提供サービス」の利用は、市民だけでなく、誰でも可能なのか。また、サービスについての周知は行っているか。

○事務局

誰でも利用可能である。市のホームページ、また、子育てのガイドブックを作成し各公共施設に設置し、周知を図っている。

○中島委員

毎年、計画の点検・評価を行うということだが、待機児童解消について、数値化が一目瞭然であるが、数値だけでなく他の具体的な評価の方法についての考えがあれば、伺いたい。

○事務局

保育所については、まずは計画に従って整備を行う。待機児童の解消が目的であるため、利用希望者が増えれば即した見直しが必要になる。

○会 長

質問の趣旨は、質の担保をどうするか、についてである。

○事務局

現在、認可保育所には、毎年認可権者である県の監査があり、新たに創設される小規模保育事業所については、市に認可権があるため、市が監査を実施することとなる。

また、市内保育所への定期的な巡回を今後も継続し、その中で指導要件に則り指導を行い、質の担保を図る。

○中島委員

それをどのような形で数値化あるいは明文化し、会議の中で提示するかについての具体的な考えはあるか。

○事務局

質の担保について、会議の中で数値化等の方法で報告することは考えていない。

○会 長

中島委員に伺うが、質の担保の数値化の指標について、何かアイデアをお持ちか。

○中島委員

具体的な内容を数値化することは難しいかもしれないが、例えば相談窓口の資格所持者の増員数、相談件数や内容、対応に満足した人数を出してはどうか。

○会 長

利用者支援事業の数字を出すということか。

○事務局

利用者支援事業については、前回の会議でもお伝えしたように、本市では入所の際の空き状況以外の各種情報提供を行う予定である。その利用状況については把握するべきだが、その後の結果の追跡については現状できない。

○会 長

苦情相談の件数や内容を追跡調査するという方法では、マイナスの側面しか見えない可能性がある。中島委員の発言を活かすとすれば、認可保育所や小規模保育施設の担い手の研修状況、研修回数や参加者数等を蓄積し、毎年の評価の際に数字を提供するという方法が良いかもしれない。

○中島委員

10月の広報で計画について発表があったが、市民から反応はあったか。

また、それを受けて、今後の周知の方法に変更はあるか。

○事務局

10月の広報では、制度の概要や保育所の状況について発表した。制度全般の概要に対して、市民からの反応は今のところない。

○一色委員

第5章の総合的な施策の展開で、P.96には地域社会で子育てを見守り・支えるという内容が書かれている中で、「家庭」「市民」という言葉は出てくるが「企業」については明文化されていない。「企業」も地域の中に含まれているはずだが、「企業」を含めた計画ではないのか。

○事務局

地元の企業に対する施策としては、これまで労政課が「労働関係情報提供事業」「雇用環境整備推進事業」等を実施してきた。

○一色委員

計画の中に「企業」も含まれていると理解してよいか。

○事務局

ご指摘の通りである。

○松枝委員

P.89の記載内容に関して、保育所については、児童福祉法第24条第1項に市町村保育の実施義務という規定がされているが、推進体制の確保についての市の認識を伺いたい。

また、認定こども園への移行に関する移行調査では、全国的に移行希望が22%に達していない。

認定こども園へ移行したが、返上するという報道もある。こういった状況についての市の認識の程度を伺いたい。

○事務局

幼児期の保育の役割や目的に関しては、児童福祉法の趣旨を踏まえて、P.89に記載している。

認定こども園については、市としては現状幼稚園の認定こども園化が必要と考えているが、国において現在の公定価格に対して加算措置を行うという話も出ている中で、国の決定を待って、今後の市の方向性を再度検討し示していきたい。

○会 長

他にご意見はあるか。

○庵地委員

企業の立場や関わりについて、P.94の「就労等と子育ての両立の支援」、P.95の「個性を伸張する教育と次世代育成」の中で多少触れてはいるが、実際に企業がどのように子育てに対する支援を行うか、については把握できない。若い世代が安心して子育てを行うには企業側の努力が必要だと思うが、その点は計画の中に盛り込まれないのか。

○会 長

川口市民は広域に働きに出ており、ワーク・ライフ・バランスの実現には川口市内の企業の協力だけではなく、就労地域の企業協力が必要になるため、明文化は難しいと思われる。しかし、ワーク・ライフ・バランスに努める企業や女性の育児支援を行っている企業を市の広報で紹介している自治体もあり、次世代計画ではその点も少し盛り込まれており、それをどの程度引き継げるか、事務局で今後検討していただきたい。

○榎本委員

この素案は「保育課」「子ども育成課」が中心となって作成しているように感じたが、ここまでの質疑の中で母子保健等の話も出ており、関係各課も積極的に作成に関わるように市として進めてはどうか。

また、出産期の支援についても子育て支援に入ってくる内容であり、衛生・保健医療の書き込みがあると、安心して読まれるのではないか。

従来の子育てと異なる内容も保育の枠で行う流れになっており、「保育課」「子ども育成課」だけの作成は困難かと思われる。

○臼倉委員

妊娠期からリスクのある妊婦を保健師や助産師は把握できるので、母子健康手帳を渡す場所を市の窓口でなく病院などに変更することはできないか。

○会 長

母子健康手帳を保健師が渡すようにしてはどうか、ということか。

○臼倉委員

それができれば、虐待に早い段階で気づくことができると思われる。

○事務局

現在、母子健康手帳を交付している場所は各支所や駅前行政センターなど、市内に 13 ヶ所ある。保健センターでも交付しており、その際は保健師が説明を含め対応している。規模が小さい自治体では、保健センターでのみ交付する場合もあるが、川口市の規模では難しい。各支所でも専門職が交付できるといいが、職員の体制などの問題や、母子健康手帳以外の用事の利用者が多いことから、そこまでの対応は難しく、今後の課題として捉えている。また一方で、駅前行政センターや駅連絡室は、17 時以降も交付が可能というメリットもある。

○会 長

交付時点での簡単なスクリーニング、例えば、若年かどうか、妊娠後の届け出の期間などの情報共有は行っているのか。

○事務局

保健センター以外の支所等では行っていない。

○臼倉委員

だとすれば今後是非やっていただきたい。ポイントとしては、未成年でシングル母親は非常にリスクが高い。その点のスクリーニングを実施し、病院と情報共有ができれば虐待の防止に繋がるはずである。

○庵地委員

各医療機関にて受診した妊婦に母子健康手帳を手渡すことにデメリットが無ければ、母子健康手帳を各医療機関に配布した方が、シングル母親などの情報を保健センターへ直ぐ連絡できるので良いのではないか。母子健康手帳の交付は必ず市で交付しなくてはいけない理由はあるのか。

○事務局

母子健康手帳の交付は法令上で定められており、どこでも渡せるものではない。

○会 長

公共サービス提供の手立てであり、変更は難しいかもしれない。スクリーニングについては、本計画で特定妊婦も対象になるため、早期に対応を検討していただきたい。

○榎本委員

いつ訪れるかわからない人に対応するために、専門職を配置することは市の支所では難しいと思われる。スクリーニングというと専門的なイメージになるが、まずは関係各課や窓口で「可能であれば訊く」程度のチェックリストを配布し、情報を共有することが虐待防止につながるのではないか。

○会 長

第5章については現在の書き方は抽象的であり、委員の方が意見を出しやすいように、また市民の方が読んでも「子ども・子育て支援」であることがわかるように、下方展開して具体的に記載する必要がある。

他に意見がなければ、事務局から今後の日程を説明いただく。

○事務局

今後の予定について、本日事業計画についていただいたご意見を取り入れ、第5章についての見直しを行う。次回の会議は11月の中旬頃を予定しており、その中でパブリックコメントに出すための事業計画を審議いただきたい。パブリックコメントの時期は12月の中旬以降を予定している。

○会 長

パブリックコメント後に再度審議にかけると考えてよいか。

○事務局

パブリックコメントの期間は1ヶ月で、その後いただいたご意見をまとめ、それを計画の中に反映する・しないについて、皆様にご審議いただき、その後計画書を確定する。

○会 長

あと2回、計画の中身について議論ができるが、本日の時点で何か付け加えることはあるか。

○小松委員

第5章について、地域での子育ては大切なことで、地域の中の「企業」「市民」「自治体」等、全体が参加できるような内容が入るとより良い。例えば介護の制度では専門職を重視するあまり、専門職しか介護を行わない状況が生まれ、地域の方が関わり難くなった制度と聞いている。子育てに関しては、事業を充実させることは重要だが、一般的な市民の方・地域の方が積極的に参加できるような制度を作るように、お願いしたい。

○会 長

他にご意見がなければ、事務局にお返りする。

4. 閉会

以 上